

令和2年度 第1回北海道住宅対策審議会 議事録

日 時：令和2年10月16日（金）10:00～11:30

場 所：第2水産ビル4階4S会議室

参加者：（委員）下記のとおり

役職	氏名	現職
委員長	岡田 直人	北星学園大学 社会福祉学部 教授
委員	片山 めぐみ	札幌市立大学 デザイン学部 講師
委員	森 傑	北海道大学 大学院工学研究院 教授
委員	片桐 由喜	小樽商科大学 商学部 教授
委員	牧野 准子	ユニバーサルデザイン有限会社環工房 代表取締役
委員	八木 由起子	「北海道生活」編集長
委員	松田 裕子	ニセコ町商工会 監事 「BYWAY後志」編集長
委員	大谷 正則	（一社）北海道建設業協会 建築委員会副委員長
委員	遠藤 謙一良	（公社）日本建築家協会 北海道支部 顧問
委員	佐藤 国雄	（公社）北海道宅地建物取引業協会 常務理事
委員	猪狩 ふみの	（社福）北海道社会福祉協議会 福祉施設部会 副部会長
委員	荒木 敏安	日本労働組合 総連合会北海道連合会 副事務局長
委員	中井 悦子	江別消費者協会 会長

（事務局）長浜企画監、細谷局長、影山課長、古屋課長、池田補佐、菅原補佐ほか

- 議 題：（1）北海道における住宅政策のこれまでと今後について
（2）専門部会の設置
（3）今後の空き家対策について

(開会)

【工藤補佐】

皆様、おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまから、令和2年度第1回北海道住宅対策審議会を開会いたします。

私は、本日の司会進行を務めます住宅課の工藤と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

開会にあたりまして、建設部建築企画監の長浜より、ご挨拶申し上げます。

(挨拶)

【長浜企画監】

皆様、どうもおはようございます。

本日は、朝早くからの審議会、どうぞよろしくお願ひいたします。

今年の4月の異動で、私どもの前のメンバーは全員代わっております。新型コロナウイルスという状況の中で、なかなか審議会の先生方にご挨拶もできずにおりました。改めて、新しいメンバーで、新しい住宅政策づくりに向けて、今日からスタートを切ってまいりたいと思っておりますので、どうかよろしくお願ひいたします。

新型コロナウイルスは、まだまだ油断できない状況でございまして、ましてや北海道はなかなか陽性者の数が減らない状況の中で、我々がやっている様々な住宅政策の取組もいろいろな制約を受けており、厳しい状況にあるところでございます。

そんな中で、住宅需要も、落ちてはいますけれども、何とか支えているような状況にあります。今後、先が見通せない中で、これから我々はどのように支援をしていけばいいのか、どういう施策を打っていけばいいのか、本当に悩んでいるところでございます。

そういう状況の中で、本日から少しずつ皆様方にご議論いただく新たな住宅政策ですが、住生活基本計画の見直しが求められておりますので、コロナ禍において状況が変化する中で、次の住宅政策をどのようにつくり上げていけばいいのか、先がなかなか見通せない中で、本当に難しいご議論をしていただくことになると思いますが、委員の皆様にはぜひとも様々なご議論をいただきながら、新たな住宅政策について我々も一緒に考えていきたいと思っております。

本日からご議論をいただく中で現状を共有しながら、来年2月には、私どもからこの審議会に新たな住宅政策がいかにあるべきかということについて諮問させていただきたいと思っております。それからいろいろもんでいただいた中で、来年度末には新たな計画をつくり上げていきたいと考えておりますので、これから長いご議論が続くかと思いますが、よろしくお願ひいたします。

それでは、どうぞよろしくお願ひいたします。

(委員の紹介等)

【工藤補佐】

本審議会については、去る1月20日に、今後の道営住宅の整備、活用の在り方についての答申案をご審議いただきまして、それ以来の審議会となります。また、今年度初めての

審議会でもございますので、本日出席されている委員の皆様を、お手元の委員名簿の順にご紹介させていただきます。よろしくお願いいたします。

岡田委員長です。

片山委員です。

森委員です。

片桐委員です。

牧野委員です。

八木委員です。

松田委員です。

9月1日付で新たに就任されました大谷委員です。

遠藤委員です。

10月9日付で新たに就任されました佐藤委員です。

猪狩委員です。

荒木委員です。

中井委員です。

なお、本日、森下委員と青山委員は所用により欠席となっております。よろしくお願いいたします。

続きまして、私どもも事務局側の本日出席している幹部職員をご紹介します。

改めまして、建築企画監の長浜でございます。

住宅局長の細谷でございます。

建築指導課長の古屋でございます。

住宅課長の影山でございます。

なお、長浜建築企画監は、次の用務のため、ここで退席いたします。

本日は、委員定数15名のうち、13名の出席をいただいております。

よって、審議会条例施行規則第2条2項の規定に基づき、2分の1以上の出席がありますので、本日の審議会は成立しております。

早速議事に入りますが、本日の会議時間はおおむね1時間半程度を予定しております。

以降の進行は岡田委員長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

【岡田委員長】

委員長の岡田です。

お手元の次第に基づきまして議事を進めてまいります。

まず、今回の審議会について、開催趣旨や議事について、事務局から説明をお願いいたします。

【池田課長補佐】

住宅課の池田です。よろしくお願いいたします。

次第にある議事に入る前に、本日、審議会を開催した趣旨についてご説明させていただきます。

会議資料の「審議会の開催及び議事について」をご覧ください。

本日は、審議会において、北海道住生活基本計画と空き家対策に関する取組方針について審議していただきます。

議事の1点目、北海道住生活基本計画についてですが、北海道の住生活の安定の確保及び向上の促進を目的とし、平成28年に定めた計画が来年度で5年目を迎えるために、社会経済情勢の変化などを踏まえ、見直しを行うための調査審議になります。

また、具体的な課題などについては掘り下げて議論を行うため、専門部会の設置をお願いしたいと考えております。

2点目の空き家対策に関する取組方針についてですが、平成27年施行の特別措置法を踏まえ、道で策定した方針が5年を経過したため、本方針を見直すこととし、その内容について審議会に意見を求めるものです。

議事の中で詳しく説明いたしますが、資料下段の本審議会のスケジュール概要を説明します。

左側が北海道住生活基本計画、右側が空き家等対策に関する取組方針となります。

住生活基本計画は、令和3年度末の策定に向け、約1年半にわたり検討していく予定です。

本年度は、来年2月の諮問までに専門部会を3回開催し、具体的な課題や施策などについて議論いただきたいと思います。

諮問後につきましては、これまでの議論の集約、住宅政策全体を通してご審議いただき、令和3年6月の第3回審議会の後、答申をいただく予定です。

答申手交後は、計画の素案や計画案をご審議いただき、令和4年3月に計画策定し、その後、報告させていただきます。

右側の空き家等対策に関する取組方針につきましては、今年度末である令和3年3月に見直した方針の策定を予定しているため、それまでの間、書面などによる意見聴取も交えながら進めさせていただきます。

以上が、本審議会の趣旨と議事及びスケジュールの概要についての説明になります。

【岡田委員長】

ありがとうございました。

ただいまの説明について、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

(「なし」と発言する者あり)

議事(1)北海道における住宅施策のこれまでと今後について

【岡田委員長】

ないようですので、次の議事に進みたいと思います。

それでは次に、議事(1)北海道における住宅施策のこれまでと今後について、事務局から引き続きご説明いただきます。お願いいたします。

【池田課長補佐】

資料1-1から資料1-6に基づきましてご説明します。

まず、資料1-1から1-4は、これまでの北海道の住宅政策について、資料1-5から1-6は、今後の住宅政策についての説明になります。

まず、資料1-1をご覧ください。

これまでの北海道における住宅政策についてですが、北海道住生活基本計画の前身である北海道住宅建設五箇年計画は、昭和41年度から平成17年度まで8期にわたり策定されており、5年ごとに公的住宅の建設戸数目標を位置づけてきました。

この間、社会情勢の変化に伴い、住宅の量の確保から住生活の質の向上へと住宅政策の転換を迎え、平成18年に住生活基本法が施行し、この法律に基づき全国計画が策定され、この全国計画に即して、平成18年度に策定した北海道住生活基本計画は5年ごとに3度の見直しを行ってきました。

計画の説明に入る前に、資料1-2をご覧ください。

住生活基本法と住生活基本計画について説明します。

住生活基本法第1条の目的ですが、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策について、基本理念・責務・基本的施策・その他事項を定め、総合的かつ計画的に施策推進することで、国民生活の安定向上と社会福祉の増進、国民経済の健全な発展に寄与することを目的としています。

次に、法3条から6条の基本理念、法7条から10条の責務、法11から14条の基本的施策についてですが、良質な住宅の供給や良好な居住環境の形成、住宅購入者等の利益の擁護及び増進、居住の安定の確保などに関する理念・責務・施策が規定されています。

法17条第1項には、都道府県計画に関する規定であり、都道府県計画は全国計画に即して定めるものとされており、第2項では計画で定めるもの、第3項以降には計画策定のための実施事項が規定されています。

資料1-2の下段、北海道住生活基本計画の位置づけについてですが、住生活基本法15条に基づく基本理念にのっとり全国計画が策定され、法17条に基づき、全国計画に即して北海道住生活基本計画を策定しています。

なお、住生活基本計画の上位計画として、総合計画、人口ビジョン、創生総合戦略が位置づけられ、関連する各関係部局の計画や市町村計画と連携を図るため、審議会と並行して関係部局や市町村と調整を行っているところです。

資料1-1に戻りまして、平成28年度策定の現行計画の概要について説明いたします。

現行計画は、3つの目標と8つの施策の方向性、重点的な取組で構成されており、計画期間は平成28年度から平成37年度の10年間とし、前期5か年の終了時に、社会情勢の変化などを踏まえ、見直しを行うこととしています。

資料1-3をご覧ください。

現行の計画の概要版になります。

1枚めくっていただきますと、1ページに目標、2ページ目に施策の方向性と重点的な取組を示しており、次をめくっていただきますと3から5ページにはその詳しい内容を示し、6ページには施策の方向性ごとに目標の達成状況を把握するものとして、成果指標を設定しています。

資料1-4をご覧ください。

令和元年度末までの成果指標の進捗状況を示しています。

成果指標は13種類設定しており、それとは別に最下段のところには法17条第2項に基づく公営住宅の目標量を示しています。

表の右端の進捗率は、令和元年度末の数字になります。

それぞれ緑色の部分の基準値を0%、青色の10年後の令和7年度末の目標値を100%として計算すると、10年間のうち、令和元年度末は4年目に当たりますので、40%を超えている場合には順調に進捗していることが把握できます。

進捗が乏しい特に11番目のBISの登録数や、12番目のまちなか居住の公営住宅ストック数については、特に原因の分析をすべきところと考えられます。

なお、実績値及び進捗率欄の中にある「※2印」の成果指標につきましては、全国計画特有の算出方法によるものであり、今年の12月頃に道へ情報提供される予定になっております。

また、成果指標10番目の新たに整備される木造公営住宅における地域材の使用率の進捗率にある「※3印」につきましては、4年間の地域材使用率の平均値を記載しております。

次に、資料1-5をご覧ください。

北海道の住生活における課題と今後の住宅政策についてですが、今後の住宅政策に向けた議論の流れといたしましては、社会経済情勢の変化で課題を分析し、住宅政策における今後の課題についてご議論いただき、計画の見直しにつなげていくことを想定しています。

議論につきましては、住生活基本法17条の第1項にあるとおり、全国計画に即して行うこととし、居住者の視点、まちづくり・防災の視点、ストックの視点、産業の視点の四つの視点に分類し、様々な角度から社会経済情勢の変化などを分析し、課題抽出する予定になっております。

この表には主な項目を記載しておりますが、今後、委員の皆様方からご意見や全国計画の内容を基に項目や課題を増やしていき、細かく議論していきたいと考えています。

本日は、主な社会経済情勢の変化として、四つの視点ごとに一つずつの資料でご説明します。

まず、居住者の視点につきましては、北海道の人口・世帯数の推移・推計になります。

グラフ中の左軸は世帯数で、緑色が世帯数の実績と推計になります。

2020年までは増加傾向でしたが、それ以降は減少する見込みとなっております。

右軸は人口で、グラフの中の一番上のオレンジ色の部分が道内の合計人口の実績と推計です。

道内人口は、1997年の569万9,000人をピークに減少しており、2040年には428万人に減少する見込みとなっております。

下のほうの青色・黄色・グレー・黒色は年齢別の人口の推計値になります。

2018年時点の人口の構成は、15歳から64歳までの生産人口が60%、65歳から74歳の前期高齢者と75歳以上の後期高齢者のそれぞれが15%ずつ、14歳までの年少人口が10%で構成されています。今後は、高齢者人口、特に黒の75歳以上の後期高齢者人口が増え、黄色の生産人口や青の年少人口は減少する見込みとなっております。

次のページのまちづくり・防災の視点についてですが、全国的にも、道内でも近年は災害が頻発・激甚化しており、地震や津波、火山の噴火、豪雨、豪雪などによる災害が発生しております。

次に、ストックの視点についてですが、グラフは住宅ストック数と世帯数の推移を示しており、昭和43年に住宅総数が世帯数を上回って以来、ストックが充足している状況が続いております。

一番下の産業の視点についてですが、グラフは建設業従事者数の推移を年齢層別に示しており、平成7年と平成27年の数値を比較すると、15歳から64歳の生産年齢人口が約34万1,000人から約17万4,000人に半減している状況にあります。

次に、ページをめくっていただき、資料1－6をご覧ください。

北海道住生活基本計画の見直しに係る審議会のスケジュール（案）を説明いたします。黄色の部分が審議会、緑色が専門部会になります。

なお、右側は、その他の項目としまして、青が北海道、白は国が実施する事項を示しております。

スケジュールにつきましては、本日の第1回審議会において専門部会の設置をお願いし、11月上旬に第1回専門部会を開催する予定です。

これまでの取組、社会情勢や市町村の状況・課題をご議論いただくこととし、事務局案として、計画見直しにあたっての論点（案）を示す予定としています。

12月に第2回専門部会、翌年1月に第3回専門部会を開催し、先ほど資料1－5で説明しました四つの視点を2回に分けてご議論いただく予定です。

令和3年2月には、これからの北海道における住宅政策のあり方を審議会に諮問させていただき、ご意見を求めることとします。

2月の審議会では、第3回専門部会までの議論内容の報告や、論点・計画の方向性についてご議論いただく予定です。

また、同じ2月頃には、第4回専門部会を開催し、全国計画（案）の概要説明や、答申たたき台としての北海道の住宅政策についてご議論いただく予定です。

令和3年5月には第5回専門部会を開催し、答申（素案）をご議論いただき、6月の第3回審議会にて、答申（案）をご議論いただいた後、7月上旬に審議会から答申を手交いただく予定としております。

10月には計画の素案、12月には計画の案についてご議論いただき、令和4年3月に計画策定する予定です。

その後、4月頃に計画策定の報告を行う予定としております。

以上が、議事（1）北海道における住宅政策のこれまでと今後についての説明になります。

【岡田委員長】

ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等はございませんでしょうか。

【牧野委員】

今、ご説明いただきました資料1－4の中で、11番のBISの登録数がまだ0.7%ということですが、これが低い原因は何なのか、教えていただけますでしょうか。

技術者の育成がまだ伴っていないのか、周知が足りないのか、どのようなことからなの

でしょうか。

【菅原課長補佐】

BISにつきましては、断熱、気密のスペシャリストということで、認定試験を受けて登録をいただく制度になっております。

先日、登録されている方の更新講習や認定の講習も行っているのですが、ハードルは非常に高いところがあると思います。

一方で、今回の説明にございましたけれども、北方型住宅ということで、北海道としても断熱、気密に優れた住宅の普及を図っていくためには、確実に高い性能の高気密・高断熱住宅を施工できる技術者が必要ですので、そうした意味では、必要な知識は非常に高いものにならざるを得ないと思っております。

ですから、私どもも、資格を取得いただいて、北方型住宅をはじめとした質の高い住宅を建てることに関わっていただくことによって、事業者の皆様の差別化を図っていくということで、資格を取得していくメリットも制度の周知と併せて普及を図っていきながら登録を伸ばしていきたいと思っております。

実際のところ、伸びていない原因を把握し切れていないところがありますけれども、委員ご指摘のとおり、メリットがなかなか伝わりづらいところがあるかと思っております。試験の仕方としては難しい部分があると思っておりますが、そこは、先ほど申しましたとおり、我々も質の確保をしていきたいということで、不可欠な部分かと思っております。

【岡田委員長】

ほかにかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

議事(2) 専門部会の設置

【岡田委員長】

ないようでしたら、次の議事に移りたいと思います。

引き続き、議事(2)の専門部会の設置であります。

審議会条例第5条で、審議会に必要に応じ、専門部会を置くことができると規定されておりますが、専門部会の設置について、事務局から発言をお願いいたします。

【影山課長】

住宅課長の影山です。よろしくお願いいたします。

議事(1)で説明いたしましたとおり、北海道住生活基本計画につきましては、来年度で5年目を迎えることとなります。社会経済情勢の変化などを踏まえまして中間見直しを行うこととし、今後の住宅施策について具体的な課題について掘り下げて議論をしていただきたく、審議会条例第5条に基づく専門部会を設置させていただきたいと考えておりますことから、専門部会の設置につきまして本審議会においてご審議願いたいと思っております。よろしくお願いいたします。

【岡田委員長】

ただいま、事務局から説明がありましたが、私も専門部会を設置して、効率的、集中的に審議をすべきと考えておりますけれども、ご了承いただけますでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

【岡田委員長】

特に異論もないようですので、専門部会を設置することといたします。

次に、専門部会の委員ですが、審議会条例施行規則第3条第2項の規定において、委員長が指名することとされているところでありますが、専門部会の委員選任につきまして、事務局から何か発言されることはございますでしょうか。

【影山課長】

専門部会の委員につきまして、事務局の案をご説明させていただきます。

このたびの専門部会につきましては、住生活の課題、今後の住宅施策についての幅広いご審議をしていただきたいと考えておりますので、各委員の専門を考慮させていただきまして、片山委員、森委員、片桐委員、牧野委員、大谷委員、佐藤委員、青山委員の7名の方々を専門部会の委員として推薦させていただきたいと思っております。

【岡田委員長】

ただいま、事務局から7名の委員の推薦がありました。

私からは特に異論がありませんが、委員の皆様、いかがでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

【岡田委員長】

特に異論がないようですので、片山委員、森委員、片桐委員、牧野委員、大谷委員、佐藤委員、青山委員の以上7名を専門部会の委員に指名いたします。

何かとお忙しいかと思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、指名を受けた委員の中で、本日欠席されている委員につきましては、事務局からご連絡をお願いいたします。

議事(3) 今後の空き家対策について

【岡田委員長】

続きまして、議事(3) 今後の空き家対策について、事務局から説明をお願いいたします。

【菅原課長補佐】

改めまして、事務局を務めております建築指導課の菅原と申します。よろしくお願いい

たします。

私からは、お手元の資料2-1及び2-2に基づきまして、北海道の今後の空き家の対策について説明したいと思っております。よろしくお願いいたします。

まず、本日、議事の冒頭におきまして事務局より説明させていただきましたとおり、道におきましては、空き家等対策に関する取組方針を見直すに当たり、本審議会の委員の皆様のご意見を伺いたいと考えておきまして、まず本日は、これまでの空き家対策の取組、現状と新たな課題、今後の取組の方向性と、今後、委員の皆様にご意見を伺うスケジュールについて説明させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

まず、お手元のA3判の資料2-1をご覧ください。

資料の左側には、道の取組方針の概要とこれまでの主な取組についてまとめてございます。

平成27年に国が空家等対策特別措置法を定めたことを踏まえまして、本道における空き家等の有効活用と市町村の支援に取り組むことを目的としまして、法律の施行と同じく、平成27年に道の取組方針を決定したところでございます。

空き家等の活用の推進としまして、空き家情報バンクの開設、運営や関係団体と連携した相談体制の整備、市町村への支援としまして、国の事業など情報提供や調査研究によります支援、道民への周知・啓発としまして、リーフレットの作成などに取り組んできたところでございます。

次に、取組方針に基づくこれまでの主な取組としまして、まずは北海道空き家情報バンクを挙げてございますが、これは、空き家等の情報を掲載し、売買や賃貸などの活用につなげるインターネット上の取組でありまして、昨年度までの累計で約1,200件の物件を扱い、このうち558件の契約が成立してきたところでございます。

また、空き家相談会につきましては、空き家が所在する市町村に居住していない所有者の方々と市町村の担当者や司法、宅地建物取引、金融などの専門家の方と空き家の処分などについて相談させていただく機会を、所有者等が多く居住する札幌市などの主要都市で今月の末に今年度の相談会を開催する予定でございます。

このほか、市町村等を参集した空き家等対策連絡会議の開催や所有者向けのガイドブックの作成、配布などに取り組んできたところでございます。

次に、資料の右側の空き家の現状と新たな課題です。

国が行っている5年ごとの住宅・土地統計調査によれば、本道の空き家の総数につきましては、平成30年の調査で減少に転じておりますが、別荘などのほか、売買や賃貸などを除く住宅市場に流通していないその他の住宅が一貫して増加しているところでございまして、活用がなかなか進みづらいこうした空き家のさらなる活用が必要と考えられます。

また、単身の方、あるいは高齢者のみの方が居住する戸建て住宅など、今後、空き家になる可能性が高いと考えられる空き家予備軍の増加が統計上も懸念されているところでございます。

これらの住宅につきましては、空き家になる前に所有者に存続登記を行っていただくとか、管理の責任というものの意識啓発が必要であろうと考えているところでございます。

さらに、地方都市におきましては、大規模商業施設の閉店などによりまして大規模な空き建築物が発生しているケースがございまして、権利関係が輻輳していたり、所有者が不

明だったりするケースでは、市町村が対応に苦慮していると聞いているところがございます。また、こうした大規模な建築物につきましては、アスベストなどの有害な建材が使用されていて、解体費が高額になると見込まれるケースにおきましては、除却をした後の土地を売却しても除却費の回収ができないことが懸念され、解体に着手できず、老朽化が進んで、外壁の落下などの悪循環が生じているところがございます。

こうした現状と新たな課題を踏まえまして、本道における今後の空き家対策の取組の方向性としましては、下段になりますけれども、市町村の支援や広域自治体としての道の役割を踏まえまして、まず、空き家等の活用の促進としまして、空き家情報バンクなどのこれまでの取組に加えまして、住宅以外での幅広い活用などを促進していくという取組や、市町村の支援としまして、相談員や調査員などの人材の育成を図っていくこと、金融機関や司法書士などの専門家と連携した相談体制などについて検討してまいりたいと考えております。

また、道民への周知として、いわゆる空き家予備軍に対する意識啓発に取り組むことを基本的な方向性として、今回、空き家等対策に関する取組方針を見直してまいりたいと考えてございます。

次に、資料2-2におきまして、今後のスケジュールを簡単に説明させていただきたいと思っております。

本日、この資料をもちまして、今後の空き家対策等についてご説明いたしました。今後、方針の見直しにつきまして庁内で協議を進めてまいりまして、12月上旬を目途に見直しのたたき台を取りまとめ、委員の皆様书面でご意見を伺う機会を設けたいと考えております。

いただいたご意見を反映しまして、その後、素案を取りまとめ、パブリックコメントや市町村の意見聴取を行った上で、2月に改めて、委員の皆様、本審議会の場におきましてご意見を伺い、年度末には成案化をしたいと考えてございます。

以上、今後の空き家対策の取組方針の見直しについての説明を終わります。

よろしく願いいたします。

【岡田委員長】

ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等はございますでしょうか。

皆さんが考えている間、私から二つほどお聞きしたいと思います。

今、コロナ禍で、新聞等の報道によりますと、テレワークがどんどん進んでくる中で、職種によっては、必ずしも出社の必要がないといいますが、若い方を中心に、ネット環境が整えばということだと思えるのですが、家賃や地価の高い都心から少し離れたところに移住される方が今後増えてくると思います。そういった方が一から住宅を建てるといったことは、若い方だとなかなかハードルが高いと思うのですが、空き家とか古民家は人気がございますので、内装を変えることで住まいとしての活用もあると思います。

2点目は、今回、私は社会福祉の立場で参加していますが、地域住民の交流を含めた地域の魅力を高めるということが空き家の活用につながると思っているのですが、一方で、社会福祉のほうでもこういうものにコミットする部分が法制度で変わってきております。

平成29年には、地域共生社会の実現ということが社会福祉法の改正でありまして、今年の令和2年6月に施行された改正では、重層的支援体制整備事業というものがございまして。この中では、地域住民の交流を促す意味で、空き家を地域住民の交流の場、拠点、あるいは居場所として、もっと活性化することによって地域を盛り上げていこうということもありますので、そういうイメージも含めて、今後の空き家の活用をご審議いただければと思っております。

【片桐委員】

分からないので教えていただきたいのですが、資料2-1の右側に、市場に流通しない空き家の例として大変古い建物が載っているかと思っております。これが地方の小さな町村にあった場合、これが崩れてしまって人に危害を及ぼすようなときに、最終的には行政機関として壊して撤去しなければならないと思うのですが、それに関して、費用を回収することに対して、町村はそんなにノウハウがないと思うのです。最終的には、法的に所有者を探し出して強制執行するなり差し押さえるなりしてお金を取り戻すと思うのですが、そういう現場での最終的な、物理的な撤去に係る費用の償還に対する法的な支援のマニュアル、プロセスのようなものがあって、既に周知はされているのでしょうか。その点について教えてください。

【菅原課長補佐】

事務局からお答えいたします。

今の片桐委員からのご指摘のとおり、対応できない空き家につきましては、最終的には行政のほうで空家特別措置法に基づきまして代執行の手続きができるようになりました。これは、法制度ができて初めてできるようになったのですが、そうした制度がございまして。

委員の発言のとおり、費用回収は、持ち主がいれば請求していくこととなりますが、何分、最初から指導を行い、監督を行い、命令を行っても対応しないものに関して行政として執行して費用回収を求めるのですけれども、その前段がございまして、費用回収はなかなか難しいところがあります。

また、空き家の所有者を探して行って、どうしても見つからない場合は、略式代執行と言いまして、それは費用回収ができないということになりますけれども、間違いなく所有者がいなかったことを確認して行う形になっております。

これらにつきまして、法制度に基づいて適切に行っているというところが非常に問題になってきますので、国からもいろいろな支援が出ておりますし、他の都府県等も取組をしており、道内においても取り組んでいるところがございますので、そうした情報につきましては、先ほどご説明をしました市町村を集めた会議等でも周知を図っているところでございます。

ただ、特定するという段階でいろいろな問題があるものですから、そうした対応の方策を我々も情報収集をしながら周知を図っていきたくて考えているところでございます。

先ほど委員長からご発言がありました件につきましても、私どもは、空き家の活用につきましては、マッチングを図っていくということです。壊すだけではなくて、活用していくというフェーズに移っていると思っておりますので、福祉もそうですし、ビジネスの部

分ではテレワーク、ワーケーションそのようなものも非常に注目を浴びていますので、そうしたマッチングを図っていくことによって活用を図っていくという取組を新しい方針の中で進めていきたいと考えておりますので、ご審議のほどをよろしくお願ひしたいと思っております。

【片桐委員】

これは今後の課題になると思うのですけれども、幾ら言っても言うことを聞かないで、結局は役所のほうで壊して、費用もかぶるといふことになると思うのです。でも、そうすると、ある意味、そういうことを言われて、心が痛んで、自分でお金を支払って解体、撤去する人が大半だと思うのですが、ごね得といいますか、正直者がばかを見るような施策というのは公平性にすごく欠けるといふのです。とりわけ、公金を使つての事業なので、公平性や平等はきちんと担保されないと、だったら俺も放つておいて役所に壊してもらえばよかったといふことにならざるを得ないと思ふのです。

ですから、本当に資力がなくて、自分自身も生活に困窮しているといふことがはっきりすれば、それはいいと思ふのですけれども、自分でたっぷり余裕のある生活をしていながら、親の残した家なんて知らないといふことであれば、信頼といふものが失われてしまうと思ふますので、最終的には誰かが責任を取つて、取れないなら取れないなりの立証ができるような仕組みをつくっていくのが望ましいのではないかと思ふます。

【菅原課長補佐】

ご意見のとおり、法制度の中でも、あくまでも税金を使つて壊していくといふことになりますので、その撤去に関しては厳密に行つていくといふことになります。執行機関としての行政としても、まさにおっしゃるとおり、ごね得になるのではないかと皆さん思われるのではないかと懸念がありますので、その執行に関してはかなり厳密に動かしているところもございます。間違いなく本人で負担できない、あるいは、壊していかないと周囲にいろいろな危険が及ぶといふ状況も判断しながら取り組んでいるのが現状でございますので、今後もその辺りはしっかりと進めてまいりたいと思つております。ありがとうございます。

【岡田委員長】

ほかにいかがでしょうか。

八木委員、どうぞ。

【八木委員】

今後のスケジュールとして、12月に私どもから書面にて意見聴取といふことは分かったのですが、その前にいろいろと考えをまとめておきたいので、9月23日にありました道議会の議会議論でどういったことが話し合われたのかといふのをお聞かせいただけませんか。

【菅原課長補佐】

9月23日の道議会での議論につきましては、まさに本日ご説明したような内容を議論させていただきました。空家特措法が設定されて5年が経過して、国におきましても法律の見直しが進んでいる状況でございます。そうしたことを踏まえて、道としても、5年前に方針を定めていろいろ取り組んできたけれども、空き家として流通しないものが増えてきて、いろいろな課題もあるのでしょうかけれども、そうしたものに関してどう取り組むのかという質問をいただきまして、まさに方針を見直していくというお答えをさせていただきました。

一般質問ですので、質問の内容としてはそんなに掘り下げた形ではなかったのですが、概略としては、今後の取組の必要性を問われたものに対して、活用も含めた形で方針の見直しをしてみたいということを知事から答弁させていただいたというのが概要です。

今後の書面での意見聴取をさせていただく際に、もちろん、たたき台ができましたら、事前にお送りさせていただきまして、ある程度の期間を取ってご意見をいただきたいと思っておりますので、そのあたりの資料も可能であればお示しできるかと思っております。よろしくお願ひしたいと思っております。

【岡田委員長】

松田委員、どうぞ。

【松田委員】

私から一つ聞きたいのは、防災関係です。全国的に大規模災害が発生しており、それは今後も考えられると思うのです。道営住宅などもそうですけれども、防災関係で何%かのストックをしているということはあるのでしょうか。

【池田課長補佐】

道営住宅になりますが、防災のために、避難のために、仮設住宅の代わりとして事前に定めている住宅は用意しておりません。ただ、空き住戸は必ずありますので、次の世帯が入るように空いた時点で直したものなどを活用するという形を取らせていただいております。ですから、あえて防災のために何戸用意しておくことはしておりません。

【細谷住宅局長】

補足いたしますと、公営住宅は、かなり倍率が高く、特に都市部では公営住宅の空きはなかなかない状況ですが、今、私どものほうで、災害に対応した民間賃貸住宅ですね。民間賃貸の空き家は都会に多いものですから、不動産業界の方たちと協力しながら、災害時には、我々のほうが家賃を払うような形で住宅を提供していただけるよう大家さんと話をしていただくような協議会を持っております。

【岡田委員長】

ほかにいかがでしょうか。

遠藤委員、どうぞ。

【遠藤委員】

今日お示しいただきました資料1-5の中の2枚目で、今の住宅総数と世帯数のお話ですが、前のページの表を見ますと、2040年の段階でさらに20万世帯くらい減っていくということが想定されます。ただ、住宅はそうそう壊れていかないでしょうから、さらに倍の数が充足していくような状況が予測されると思うのです。

そうなってくると、先ほど話がありましたように、住宅に限らず、空きビルなどがものすごい風景をつくっていくという状況があと20年で相当出るのかなという懸念があります。

その中で幾つか考えられるのは、その地域の中の人口が減ったとしても、どう快適に楽しくまちをつくるのかということは、ずっとテーマとして考えなければならないと思うのですが、そのベースは幾つかあると思っていて、一つは、ちゃんと使える安全性があるのかということです。

最近では、いわゆるコンバージョンとか、構造の見直しという視点で、壊すよりも直していったほうが経済的にはメリットが出ると思うのです。その場合の法的な根拠や、確認申請に準ずるような審査機関のお墨つきが得られるのであれば、経済的な市場に乗るのかなということがありまして、そういうベースに乗るような物件がどのくらいあるのかということはまだ分からないのですが、そういう視点を持っていくということと、断熱も踏めた、先ほどのBISを含めて、資格者がしっかり耐久性を持ってやっていくと。あるいは、ドイツであれば、5階、6階建ての建物を3階くらいまで減築して、歩いて行けるまちに集合住宅を造るような施策も盛んにしていますので、何か、エネルギーを低減しながら、なおかつ、これからの高齢化に向けたような施策はいろいろあると思います。それは、建築者も含めて、歴史的な建造物の保存だけではなくて、現実的な民間レベルのものをどう残すのかという視点ですね。多分、解体となると、私も現実に仕事をしているものですから、ちょっとしたRC物件になると、本当に億単位以上かかりますので、とても個人では負担できませんし、行政でも、そんなことをやり始めたらすぐにパンクしてしまうと思います。

ですから、そこは、税金とか、建てるときの担保を事前にいただくことも含めてやっていかないと、とんでもない負担というか、予想しない事態が出るのかなということが予想されますので、サステナビリティというか、循環をどうつくるかということは、多方面から考えることが必要かと思います。

そういう意味では、産学官の連携の中で、啓蒙しながら、現実にやってきたモデルを評価していったり、そこにコミュニティを発生させたことを皆さんで注目したりということのでやることが本当にすぐ必要だと思いました。

【岡田委員長】

今のことはご意見ということで承っておいてよろしいでしょうか。

何かご回答はありますか。

【菅原課長補佐】

遠藤委員が言われたように、大規模空き建築物につきましては、確かに解体は問題になるのですけれども、いかに活用していくかということも同時に考えなければならないと思っております。現状では、床から賃料が発生していて、経済ベースで回していくのが難し

いケースは非常に多いと思っておりますけれども、一方で、北九州などでは、いろいろな提案をしながら、オーナーに認めていただいて、イノベーションを進めていくみたいな取組も数年前には行われていたことがございますので、我々も、大規模空き建築物につきましては、なるべくイノベーション、コンバージョンをしていながら、新たな用途の中で使っていく、まちの中でにぎわいをまた生み出していくということが出来る事例があれば、そうしたものにも出資をしていって、市町村や事業者の皆様へ情報提供をしていながら、動きをつくっていきけるといいなと思っております。

【岡田委員長】

ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

では、私から一つ、これは質問の部分もあって、事務局には事前にお伝えしていない内容だったのですが、これから北海道で高齢者の方が増えてくるというのは間違いのないのですが、高齢期になったときに、住み替えといいますか、新たに賃貸住宅等を借りなければいけないとなった場合に、今は、孤立死の問題や、亡くなった後の遺品の整理という部分で、家主さんが敬遠されるということがあると思うのです。事故物件のこともあったりすると思うのですが、借りる側も借りやすく、貸す側も安心して貸せるという仕掛けは何かあるのでしょうか。

【菅原課長補佐】

国のほうでは、住宅セーフティネット法という法律に基づきまして、高齢者などの住宅の確保に配慮が必要な方々の入居を拒まない住宅を登録するという制度を持っております。オーナーさんに啓発をしていって、そうしたものに登録をしていただいて、高齢であることを理由として断らないような住宅を登録して周知するというのを一つ行っています。

また、その制度と両輪で、居住支援法人という法人を指定しまして、そこは、そうした住宅の紹介をしたり、入居された高齢者の見守りを行ったり、家賃が滞るような状況が生じるのに対して、家賃の債務保証を行うといったサービスを行うような法人を指定する仕組みがございます。

道内ではセーフティネット住宅の登録がなかなか進んでいないところでございますけれども、今後もオーナーに周知を図りながら、あるいは、居住支援法人による支援という仕組みを充実させていって、なるべく民間の賃貸住宅への住み替えが進まない状況を改善していきたいと考えております。

また、高齢者の方につきましては、さらにサービス付き高齢者向け住宅が札幌を中心に供給が進んでいるところでございますけれども、地方ではなかなか進んでいない状況がございますので、民間事業者の方にいろいろな形で供給できないかということ投げかけながら、高齢者の住まい、受け皿をつくっていきたくて考えております。

【岡田委員長】

今、サ高住がどんどん増えているのですが、入るのに意外とお金がかかるということがありますので、選択肢として、なかなか利用しづらい部分も正直あると思っていま

す。そういう中で、今回、空き家の活用ということもあると思うのですが、亡くなった後のことは非常にお困りだと思うので、そういった部分のインセンティブとして、亡くなった後も安心できるような制度があれば、登録ももう少し増えるのではないかと考えております。どうしたらすぐに解決できるのかという案はありませんけれども、そういうこともこういう審議会の中で追々議論できればと考えております。

ほかにかがででしょうか。

【松田委員】

北海道では、今後、人口が減少するという見込みがされているのですけれども、今、北海道は魅力度ではナンバーワンということですので、全国的には北海道にきたい、見たいという方がたくさんいらっしゃると思うのです。それとともに、うちのまちでは、首都圏から会社ごと移転をされるところがだんだん増えてきています。そのときに、住宅が足りないということで、その会社が住宅を建てることもあるのですが、これは東川町やいろいろなところから移住をしたいという人たちが相当いらっしゃると思うのです。こういう空き家対策の一貫として、北海道はもっと住みやすいのだ、北海道で生まれ育っていない私からすれば、最初、北海道はどれだけ住みづらいのかというところから考えました。しかし、住んでみると、とても快適な場所ですので、そこら辺を道外の人たちにPRしながら、こんな空き家がある、こういう魅力があるということをもっとPRしていくと、空き家対策の一環としてできるのではないかと思います。

先ほどおっしゃっていましたが、リモートワークで、ネット環境さえしっかりしていれば、今は首都圏でなくてももしっかり働ける、そういうところも住宅関係で推進していただければいいと考えております。

【菅原課長補佐】

取組方針の見直しの中でも、活用としまして、特に今のワーケーションあるいはテレワークという形で、北海道の魅力を高めていくことによりまして、空き家を解消するというよりは、住んでいただくことに合わせて住まいをこういう形で用意できるということを発信していきたいと考えております。

我々も、従前から移住の関係のサイトには、北海道空き家情報バンクのリンクを貼るという形でPRをしておりましたけれども、それだけではなかなか足りない部分もございますので、そうしたものも強めていくのと併せて、新築の住宅につきましても、南幌町で行っております、きた住まいるヴィレッジという質が高くデザインも非常に優れた住宅を建てていますけれども、そこに道外から移住をされる方も増えてきております。そのように、道内で家を建てるということも含めた需要をぜひ道外向けに発信して取り組んでいくということをこれから進めていきたいと考えております。こちらにつきましても、こうするべきではないか、こうした方がいいのではないかというアイデアがありましたら、ご意見をいただければと考えております。

【岡田委員長】

ほかにかがででしょうか。

片桐委員、どうぞ。

【片桐委員】

先ほど委員長からサ高住についてのお話があったのでお聞きしたいのですが、サービス付き高齢者宅向け住宅の登録数が進捗状況の指標に含められておりますが、これは全国的に共通の指標なのでしょうか。資料1－4です。

【菅原課長補佐】

資料1－4の中では、道独自としております。

【片桐委員】

というのは、いろいろなお考えがあると思うのですが、サ高住が多いのは札幌市と大阪市だと言われることがしばしばあるのですが、そのときのニュアンスは決して肯定的なものではないのです。それはいろいろな考え方があるのでしょうか。サ高住が多ければいいという評価はまだ定着していないと思うのです。そういう状況の中で、サ高住を一つの指標としてこういうふうに掲載して、進捗率が42.6%というふうになると、多ければ多いほどいいという考え方があると思うのですが、そういう考えでよろしいのでしょうか。

【菅原課長補佐】

私どもとしては、高齢者の方に安心して住んでいただける住まいとしてのサービス付き高齢者向け住宅を確保していくということで指標に位置づけております。

【片桐委員】

分かりました。以上です。

【牧野委員】

高齢者が安心して住みやすい住宅という観点で考えると、なぜ空き家が増えるのかということからも、北海道は除雪の問題がすごく大きいと思うのです。高齢者もそうですし、私のように体にハンデがある者もそうですけれども、住みやすい環境を考えたときに、冬にどうしようか、冬の除雪をどうしたらいいのかということを見ると、選択肢がなかなか少ない部分もあります。

除雪などは福祉の部分になってしまうのかもしれませんが、福祉ともちょっと違う観点で、住宅プラス安心して住めるところに除雪問題の解決も何かつながっていくような仕組みがあれば、もっともっと空き家も少なくなると思います。それは忘れてはいけない課題なのかと思います。

【岡田委員長】

そのとおりですね。ありがとうございます。

事務局から何かありますか。

【菅原課長補佐】

ご意見として、非常に重要かと思っております。

確かに、今までは、戸建てでの除雪も含めた維持管理が難しいということで、サービス付き高齢者向け住宅や共同住宅への住み替えということを考えておりましたけれども、一方で、そのまま住み続けたいというニーズもあろうかと思えます。そこは、私どもが住宅政策として答えを出せる部分ではないところもあるかもしれませんが、一つのまちづくりとしては、そうしたことも考えていく必要があると思っております。

【岡田委員長】

大谷委員、どうぞ。

【大谷委員】

今日から参加させてもらいました大谷です。

私はゼネコンなのですが、BISの認識が足りなくて、資格の関係と申しますか、これを増やしていくためには、その周知や、工事に対する資格の要求というものがないと、個人でこれを取って活用しようというメリットがないと、増えていかないと思うのです。ですから、震災の関係で、住宅の判定士はボランティアで私がぜひやりたいということはありませんけれども、持っている資格を使えるようにするために、要求事項などがないと、なかなか増えてこないと思います。それは、道発注の工事に資格のある人をつけていただきたいということであれば、非常に増えてくる可能性があると思います。

最近難しいということもあると思います。最初があまり難しいと皆さん取りませんので、その辺も考えていただけるとありがたいと思います。

先ほどありました解体除却に関して、大型のものについては、所有者がしっかりいらっしゃいますし、逆に言えば、それを解体して転用しようという方もいらっしゃると思います。ただ、一般住宅の中では、単純に壊して費用というとお金が結構かかるという話ですが、皆さん、今、古い住宅は結構いい材料を使っています、解体の仕方、その材料をほかに転用するということや、逆に費用が安くなるとか、それをそのまま使いたいという業者も最近が多いので、その辺を考えて情報を提供していただければ、この値段であればやりましょうという方向になるのではないかと感じました。

最後に、現在の公営住宅は、道営、市営を含めて、構造的には非常に頑丈にできています。今、何が古くなって困るかという、エレベーターがないということが一番のネックになっていると思います。そうすると、高齢者の方は住みたくないということが多いと思います。基本的には難しいのですが、基準法の中で、公営住宅に対する増築とか、施設の設定というものが特例でできれば、今ある公営住宅の改修で、新築しなくてもできると思います。

私なりの考え方は、次回までにまとめてきたいと思います。

【菅原課長補佐】

まず、BISにつきましては、委員ご指摘のとおり、資格を取るメリットがないとなかなか

進んでいかないというのは、確かにおっしゃるとおりだと思っています。今、北方型住宅として、北海道の住宅のブランドとしても、そうした資格を持っている方が関わるところを消費者にもPRしながら進めていく必要があると思いますので、そこはさらに進めたいと思っています。

それから、古民家、古材の活用ですね。ばらした後のそれぞれの古い材の活用につきましても、そうしたビジネスに取り組んでいらっしゃる方もいると聞いております。もともと古い住宅としての価値を認めるという取組が全国的にございますので、我々としても、空き家の活用の中にそうしたものも視野に入れながら整理をしていきたいと思っています。

【影山住宅課長】

我々は、道営住宅の中でも、先ほど大谷委員からありましたように、エレベーターの設置の有無が今後の利活用というか、長期的な活用の課題として検討しているところです。

今は共用廊下型の道営住宅を整備しているところですが、エレベーターのない公営住宅の多くは階段室型となっております、その増築ということで、指摘がありましたような基準法の足かせなどが問題となっています。

我々も、ストックの活用は前向きに考えていきたいと思っていますので、今後も、敷地の問題や増築の問題を整理しながら、本当に使っていかなければいけないものに対しては、そういう投資をしていながら、道営住宅の活用について考えていきたいと思っています。

ご意見をありがとうございます。

【岡田委員長】

大谷委員の発言の中で、私もいいなと思ったのですが、解体家屋の建材の活用ということについては、SDGsやゼロカーボンの話にも通ずるものですので、どんどん進めていただければと思います。ありがとうございます。

片山委員、どうぞ。

【片山委員】

ご説明をありがとうございました。

今、活用の話題で盛り上がっておりますが、現在、市町村で一番頭を悩ませているのは、行政代執行をしなければいけなさそうな物件がすごく多くなってきて、それは特定空家に認定しなければいけないのですが、認定のルールづくりなのです。認定したとしても、その後所有者探しで相続人が不明で、それもすごく時間と人手が要りますので、それが解決して初めて活用の話になるということで、私が関わっているある市では、活用の話までに行くのに4年くらいかかってやっという感じです。

この資料の下のほうにもありますように、市町村が参集した会議での情報提供がすごく大事だと思っています。先進的にルールづくりをしているところの情報をほかの市町村に向けて情報提供していただくと、この活用の話が早く進むので、ぜひ道が旗振り役になって情報収集していただけたらと思います。

私が関わっている石狩市では、すごく積極的にやっていて、例えば活用でも、不動産屋にコンソーシアムをつくらせて、そこが市に所有者の紹介すると、市がいろいろな手だてを使って、誰が相続人かという情報を渡しているのです。あとは、この土地も家屋も寄附するから、誰かいないかといっているところを近隣の土地家屋が必要な人とのマッチングを市の方でやってあげたりという先進的なこともしています。

北海道でそういう情報をまとめると、全国的にも使える情報になると思いましたが、情報提供に力を入れていただければと思います。

【菅原課長補佐】

ありがとうございます。

確かに、行政代執行は、空き家に関してどういうふうに対応していくか、所有者をどう特定するかというのは、道外のどの町を見ましても、非常にご苦労されている状況がありまして、道内の市町村も同じ状況かと思っております。

ですから、私どもとしましても、非常にいい方法があれば、そうした情報収集をやって、このやり方があるけれども、どうかということ由市町村の皆様にも提供していきながら、先ほどルールづくりの話もありましたが、そうしたものを含めて整理をしてみたいと思っております。

【岡田委員長】

あと10分ほどの時間がありますので、もしよろしければ、まだご発言になっていない委員から、それぞれのお立場でこの審議会に対してご意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

佐藤委員、どうぞ。

【佐藤委員】

空き家に関しては、幾つかの分類分けが必要だと思うのです。というのは、まず、再利用ですね。古くても利活用できる物件と、この資料にあるように、流通しない空き家の写真を見ますと、かなり老朽化して、いわゆる危険家屋ですね。これは再利用できない物件というふうに、大きく二つに分かれます。また、都市部、各市、地方都市を含めた地域と、その他過疎地の地域というふうに二つに分かれると思うのです。

先ほど岡田委員長からお話がありましたけれども、今年になりまして、コロナ禍以降、普通の市場に出ている物件に関しても、リモートで自宅で仕事をする方が増えておりますので、交通の便よりも仕事をしやすい環境や住宅という話も徐々に出てきております。ですから、今まで目を向けられていなかった空き家に対して、今後、多少向いてくれるのではないかと、日本全国で考えますと、先ほどどなたかがお話をしていましたけれども、札幌に転勤してくる道外の方が将来住みたいまちとしては、札幌と福岡の人气がもう何十年前からありまして、今も札幌は人气があると思うのです。どこか地方都市でそういう試みがあったと思いますが、体験居住のようなものが今後もあれば、ますますコロナ禍を基準に、去年とは違う動向で、空き家に対して、地方の物件も含めて、今まで活用されていなかった物件に対しても目を向けていくのではないかと考えております。

ただ、写真に出ているような危険家屋に対しては、やはり危険ですから、この写真も、トタンが剥がれて、本当に危険なのです。ですから、私が聞いた事例では、トタンが風で飛びそうになると、消防署の人が緊急で釘を打って応急処置をするということです。所有者はいるようなのですが、所有者は何もしないという問題があるのです。また、所有者が分かるものはいいですが、本当に分からない物件もたくさんあるのです。あとは、分かっているけど、個人情報の関係で聞けないということもあります。

また、話が変わりますが、空き家対策の相談窓口として、札幌商工会議所にも窓口があったり、住宅リフォーム推進協議会でも空き家を活用した相談窓口がありまして、他団体でも窓口がありますので、道の取組としても、空き家に対して、各市町村への広報といいですか、啓蒙啓発というか、情報の伝達が必要ではないかと思っております。

【岡田委員長】

事務局から何かありますか。

【菅原課長補佐】

佐藤委員のご指摘のとおりですので、確かに、危険家屋につきましては、緊急的に対応しなければならないということと、一方で、活用可能なものに関しては、コロナによりまして首都圏の周辺でニーズがどんどん伸びていますけれども、さらに地方におきましてもどうニーズを取り込んでいこうかということで、まさに競争の状況が生じ始めているのかと思っております。我々としても、そうした状況を踏まえながら、ぜひ北海道で移住等を絡めた形で活用を図っていききたいと思っております。

【岡田委員長】

テレワークが難しい理由として、家では家族が騒いでうるさいということがあるようで、やはり間取りが多くないと駄目ということがあるようですので、いい機会かと思っております。

ほかにいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

(その他)

【岡田委員長】

ご発言がないようですので、次に移りたいと思います。

最後のその他になりますが、事務局から説明をお願いいたします。

【池田課長補佐】

今後の審議会のスケジュールについてご説明いたします。

議事(1)の資料1-6のところでも先ほどご説明いたしましたが、本日設置させていただきました専門部会につきましては、11月から2月までの間に計3回の審議を予定しております。第1回専門部会としては、11月5日を予定しております。ご多忙かと思っております。

が、よろしくお願ひいたします。

また、次回の審議会につきましては、来年2月頃を予定しておりますので、近くなりましたら、改めて日程調整など事務局からご連絡いたしますので、そのときには、ご迷惑をおかけしますが、よろしくお願ひいたします。

【岡田委員長】

ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等がございますか。

(「なし」と発言する者あり)

【岡田委員長】

それでは、以上で本日の議事を全て終了いたします。

以降の進行は事務局にお返しいたします。

(閉会)

【工藤補佐】

岡田委員長、どうもありがとうございました。

全体を通しまして、何かご質問、ご意見等がございますでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

【工藤補佐】

本日は、様々なご意見、貴重なご意見等をいただきまして、誠にありがとうございました。

私どもで、今後、事務を進めていく上で検討材料にしてまいりたいと考えておりますので、引き続き、よろしくお願ひします。

これもちまして、本日の審議会を終了します。

お疲れさまでした。

以 上